

4 入居資格の審査

「県営住宅入居申込書」に記載又は web 入力いただいた、「共通申込み資格」や「住宅の種類による申込み資格」および「優遇抽せん資格」等について、それらを証明する書類を持参していただき、入居資格を確認します。

- ・申込み世帯の状況によってはこれら以外の書類の提出を求めることがあります。
- ・資格審査当日は、不足書類があると審査することができません。再度お越しいただくことになりますので不足書類のないようにご注意ください。
- ・入居資格審査を無断で欠席した方や資格審査に合格した後に辞退した方は、次回募集以降1年間は申込みができません。

マイナンバーカードをお持ちの方

入居資格審査時に提出書類が不足していた場合、行政機関発行の書類であればお近くのコンビニエンスストアや市役所で取得できる場合があります。念のため、マイナンバーカードをご持参いただくことをお勧めしています。

※コンビニエンスストアで証明書を入手するには暗証番号の入力が必要です。

(1) 入居資格審査会場

都合により審査日及び会場が変更になることがあります。

申込（入居希望）市区町村 ※五十音順	会 場	日付・日時	担当 支所
小鹿野町、小川町、加須市、神川町、 上里町、北本市、熊谷市、行田市、 鴻巣市、秩父市、ときがわ町、 長瀬町、滑川町、羽生市、東松山市、 東秩父村、深谷市、本庄市、 皆野町、横瀬町、寄居町、嵐山町	熊谷文化創造館 月のホール 熊谷市拾六間 111-1 JR高崎線 籠原駅南口徒歩15分	8月17日（月） 午前10時～午後3時30分 （予定）	熊谷 支所
朝霞市、入間市、越生町、 川越市、坂戸市、狭山市、 志木市、鶴ヶ島市、所沢市、 飯能市、日高市、富士見市、 ふじみ野市、新座市、三芳町、 毛呂山町	ウェスタ川越 多目的ホール 川越市新宿町 1-17-17 JR川越線・東武東上線 川越駅西口徒歩5分	8月18日（火） 午前10時～午後3時30分 （予定）	川越 支所
上尾市、桶川市、春日部市、久喜市、 越谷市、さいたま市岩槻区、 幸手市、白岡市、杉戸町、草加市、 蓮田市、松伏町、三郷市、宮代町、 八潮市、吉川市	プラザノース 2階多目的ルーム さいたま市北区宮原町 1-852-1 新都市交通加茂宮駅徒歩 8 分 JR宇都宮線 土呂駅西口徒歩15分	8月19日（水） 午前10時～午後3時30分 （予定）	岩槻 支所
川口市、 さいたま市（岩槻区以外）、 戸田市、蕨市	プラザノース 2階多目的ルーム さいたま市北区宮原町 1-852-1 新都市交通加茂宮駅徒歩 8 分 JR宇都宮線 土呂駅西口徒歩15分	8月20日（木） 午前10時～午後3時30分 （予定）	大宮 支所

(2) 入居資格の審査書類

※各種公的証明書類は、資格審査日を基準とした 3 か月以内に発行されたものが有効です。

(ア) 申込み世帯全員に必ず提出していただく書類（①～④のすべて）

	種類	書類の内容	発行機関等
①	住民票	世帯全員で、続柄の記載のあるもの 国籍や在留期間は省略していないもの ※マイナンバーが記載されていないもの	市役所等
②	住宅の証明	○アパート（民営借家等）に住んでいる方 賃貸借契約書 ※審査時点で契約期間内のもの（賃貸借契約書全ページの写し） ※社宅等で賃貸借契約書が無い場合は、貸主との 賃借を証明する書類等 を提出してください。	本人又は 不動産 管理会社
		○親族等の家に住んでいる方（次のいずれかの書類） 家屋の固定資産評価証明書 ※共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの	市役所等
		建物の登記事項証明書	法務局
③	所得の証明	・入居を予定している全員分（申込時点で中学生以下の方は不要） ※総収入額が記載されたもの	市役所等
		課税されている方 令和8年度 課税証明書	
		課税されていない方 令和8年度 非課税証明書	
④	納税の証明	・入居を予定している全員分（申込時点で中学生以下の方は不要） ※分納中など滞っている県民税・市町村民税がある場合は、入居が認められません。	市役所等
		課税されている方 令和7年度 県民税・市町村民税の納税証明書	
		課税されていない方 令和7年度 非課税証明書	

※マイナンバーカードをお持ちの方

入居資格審査時に判明した行政機関が発行する不足書類をお近くのコンビニや市役所で取得できる場合があります。念のため、マイナンバーカードをご持参いただくことをお勧めしています。

※コンビニエンスストアで証明書を入手するには暗証番号の入力が必要です。

※生活保護受給者についても③④の非課税証明書が必要になります。

※不明な点については、お気軽に問合せください。〔県営住宅課 :048-829-2875〕

(イ) 該当する方にのみ提出していただく書類

	区 分	書 類 名	発行機関等	優遇 番号
収入	令和7年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書 (P24)	勤め先	
	令和7年1月2日以降に自営業を開業した方	以下のいずれかの書類 税務署長に提出した開業届の控	税務署 又は 事業者本人	
		事業所得等収支明細書 (P25)		
	令和7年1月2日以降に退職し現在無職の方	以下のいずれかの書類 雇用保険受給資格者証の写し	ハローワーク	
		勤務先の代表者等が証明した退職証明書 (P26)	勤め先	
	令和7年1月2日以降に自営業を廃業された方	税務署長に提出した廃業届の控	税務署等	
	令和6年11月以降に、新たに年金を受給し始めた方	年金証書及び年金支払通知書の写し	日本年金 基構等	
在勤	県外居住者で県内に勤務場所のある方	在職証明書 (P26) (勤務先の代表者等が証明したもの)	勤め先	
世帯状況	事実上婚姻が解消した世帯	ア 必ず提出を要する書類 ・ 戸籍謄本 (親子別戸籍の場合は双方のもの)	市役所等	
		[外国籍で戸籍謄本が取れない方] ・ 独身証明書 (婚姻要件具備証明書等) 配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳	大使館等	
		イ いずれか一つ提出が必要な書類 ・ 双方の住民票 (申込締切日時時点で1年以上の別居している事が確認できるもの)	市役所等	
		・ 事件係属証明書 (家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書)	裁判所	
	事実婚 (パートナーシップ含む) の関係に該当する世帯	以下のいずれかの書類 ア それぞれの戸籍謄本、1年以上の同居 (申込み締切日時点) が確認できる世帯全員の続柄記載の住民票、事実婚 (パートナーシップ) 関係申立書 (P31)	市役所等 及び 本人	
		イ パートナーシップ制度導入市町村の発行する受理証、事実婚 (パートナーシップ) 関係申立書 (P31)		
	同居予定者が別世帯の場合	戸籍謄本 (続柄を確認するため)	市役所等	
	現在婚約中の方	それぞれの戸籍謄本 (配偶者がいないことを確認するため)	市役所等	
		婚約の証明書 (P31) ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる書類 (婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票等) を提出してください。	本人	
	配偶者のいない成人	戸籍謄本 (配偶者の死亡等が確認できるもの)	市役所等	
	単身で申込む方	以下のすべての書類 ア 戸籍謄本 (配偶者の有無が確認できるもの)	市役所等	
		イ 単身入居の入居者資格認定のための申立書 (P27 ~ P28)	本人	

外国籍	母子（父子）世帯、配偶者のいない成人又はひとり親（寡婦）控除のいずれかに該当するが戸籍謄本が取れない外国籍の方	独身証明書（婚姻要件具備証明書）等 配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳	大使館等	
障がい	障がい等のある方	身体障がい者手帳の写し、精神障がい者保健福祉手帳の写し又は精神障がいの障がい年金給付の証明書、療育手帳の写し、戦傷病者手帳の写し等 単身住宅への申込の方は、障がい者控除対象者認定書等でも可	本人	
	難病患者等	市町村が交付する障がい福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証等の写し	本人	
その他	原子爆弾被爆者	被爆者健康手帳の写し	本人	
	ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 （ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの）	厚生労働省 又は ハンセン病療養所	
	生活保護を受給している方	生活保護受給証明書 ※受給者証ではありません。	市役所等	
	特定中国残留邦人等で支援給付を受給されている方	支援給付受給証明書	厚生労働省	
子育て	母子・父子世帯	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）	市役所等	1
	ひとり親（寡婦）控除に該当する方	戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの）	市役所等	
被災	子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	居住実績証明書（避難元市町村発行） ※子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、別途書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。	市役所等	11
落選	通算4回落選世帯 ※一般住宅に申込みをされる世帯のみ	今回の入居申込み日前2年間に於いて、当選とならなかった「抽せん結果通知書」はがき4枚 ※提出のなかった場合は失格となります。	本人	4
被害者	DV被害者世帯	以下のいずれかの書類 ア 女性相談支援センター長、配偶者暴力相談支援センター長、母子生活支援施設長、市町村等による証明書（一時保護又は入所の証明） イ 女性相談支援センター長、配偶者暴力相談支援センター長、福祉事務所、市町村、その他の団体による証明書（アに該当するものを除く） ウ 裁判所が決定した保護決定通知書の写し ※上記のイは、単身入居者のための確認資料とはなりません。	各関係機関	2
	犯罪被害者世帯	「被害の相談や届出等を行った時の住所と現在の住所に変更がないこと」が必須となります。 ア 必ず提出を要する書類 犯罪被害等にあったことを記載した申告書（申告書は後日公社より送付） イ いずれか1つ提出が必要な書類 ・交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書 ・犯罪等により精神的な後遺症が生じた場合は、医師の診断書 ・犯罪等の被害により収入が著しく減少した場合は、被害前後の収入を確認できる書類	本人 各関係機関	 3

公共事業	公共事業により住宅が除却される世帯	以下のいずれかの書類 ア 埼玉県が公共事業を施行することに伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 イ 都市計画事業等の施行に伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 ウ 土地収用法等に基づく事業の執行に伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 エ 県営住宅建替事業等が決定していることに伴い、県営住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 オ 住宅地区改良法に基づく不良住宅であることを証明する書類	各関係機関	6
	借上型県営住宅の借上期間満了世帯	県営住宅の建物所有者と埼玉県の賃貸借契約が2年以内に満了となる借上型県営住宅に住んでいる世帯 ※入居期限が2年以内で満了となる世帯ではありません。 (対象となる方は埼玉県住宅供給公社で確認するため、書類の提出は不要です)	—	8
	特別県営住宅等の建替えに伴う移転世帯	以下のすべての書類 ア 建替え事業が決定していることを証明した、建替え担当部署の長が発行する書類 イ 申込時点での月額家賃を証明した、担当部署の長が発行する書類 ウ 建替え後の本来家賃を証明した、担当部署の長が発行する書類 ※イ・ウの書類は減免措置等をしていないもの	各関係機関	5
災害	災害により住宅が滅失した世帯	市町村が発行する住宅の滅失を証明する書類 (罹災証明書)	市役所等	7
近居	近居支援世帯	ア 必ず提出を要する書類 ・住民票（県営住宅に申込まない側の世帯の世帯全員で、続柄の記載のあるもの） ・戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）	市役所等	9
		イ 以下のいずれか該当するほうの書類が必要です。 [孫の世話の場合] ・子育て申告書（P29）	本人	
		[介護・看護の場合] ・介護・看護等申告書（P30） ・介護・看護等を証明する書類（要介護認定が記載された介護保険被保険者証、医師の診断書など）	本人及び各関係機関	